

5類移行(5月8日)後の新型コロナへの対応についてお知らせします
～基本的感染対策+場面に応じたマスク着用を～

新型コロナの感染症法上の位置づけが、5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行します。その後は、感染者の外出自粛や医療費の負担、医療機関への受診など、これまでと対応が大きく変わります。

現時点における変更点等についてまとめましたので、ご確認ください。内容については今後、修正等が行われる場合があります。

5類になって、新型コロナが消えるわけでも、弱体化するわけでもありません。最近、本市でも、全国的にも、感染状況が下げ止まりから緩やかな上昇に転じる傾向がみられます。

まもなくゴールデンウィークもスタートし、市内外を問わず人の動きが活発化し、人との接触機会も大幅に増え、それに伴って感染リスクも上昇します。以下にお示しする留意事項を踏まえ、引き続き、基本的な感染対策と場面に応じたマスクの効果的な着用をお願いします。

【基本的感染対策の継続】

5類移行後も、基本的な感染対策に変わりはありません。引き続き、「三密の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等、適切な感染対策の実施をお願いします。

【場面に応じたマスクの効果的な着用】(別紙1参照)

3/13 から、マスク着用は、屋内外を問わず原則、個人判断となりました。個人の主体的な判断を尊重し、他人にマスクの着脱を強いることがないように、ご配慮をお願いします。

一方で、高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では着用が推奨されています。

高齢者や重症化リスクの高い方が、混雑した場所に行く場合は、自身を守るための対策としてマスク着用は効果的です。また、事業者は、感染対策上又は事業上の理由等により、利用者や従業員にマスク着用を求めることは許容されています。

着用が必要となる場面に備え、マスクは常に携行いただくようお願いします。

《マスク着用が推奨される効果的な場面》

- ・医療機関の受診時や、高齢者施設など重症化リスクの高い方々が利用する施設を訪問する場合。 ※施設の従事者については、勤務中も着用をお願いします。
- ・人と人が触れ合う程度に混雑した電車やバスに乗車する場合。

【療養期間の考え方】

5類移行後は、外出を控えるかどうかは、季節性インフルエンザと同様、個人・事業者の判断に委ねられます。

次の通り、外出を控える推奨期間や一定期間の留意事項が示されていますので、これを踏まえて、適切な対応をお願いします。

《感染者》

- ①外出を控えることが推奨される期間 … 発症翌日から5日間
※ただし、5日目に症状がある場合は、症状が軽快してから24時間程度経過するまでとします。
- ②周りへの配慮として、発症後10日間は不織布マスクを着用し、重症化リスクの高い方々との接触は控えてください。

《濃厚接触者》

- ①濃厚接触者の特定はなく、外出自粛も求められません。
- ②家族等が感染した場合、外出の際は特に5日間は自身の体調に注意するとともに、7日目までは発症の可能性があるため、基本的感染対策のほか、不織布マスクを着用し、重症化リスクの高い方々との接触は控えてください。

【外来・入院等の医療費】

5類移行後は、コロナ治療にかかる医療費のうち、窓口負担分の自己負担をお願いすることとなりますが、急激な負担増とならないよう、新型コロナ治療薬の薬剤費をはじめ、一定の公費支援は9月末まで継続されます。

- 《外来》 ・新型コロナ治療薬の薬剤費は自己負担なし(～9月末)
・その他の外来医療費は自己負担あり
- 《入院》 ・高額療養費制度の自己負担限度額から上限2万円を減額(～9月末)
・新型コロナ治療薬の薬剤費は自己負担なし(～9月末)
- 《検査》 ・自己負担分の公費支援は終了

【医療支援体制】

現在は、市内約130カ所の診療・検査医療機関でコロナ感染が疑われる患者の外来診療を実施し、コロナ専用として確保した病床のある特定の医療機関において、入院患者の受入を行っています。

5類移行後の外来診療は、診療・検査医療機関に加えて、より幅広い外来対応医療機関で受診・検査を行うようになります。

ゴールデンウィーク中に診療・検査を受けやすくするため、連休中に対応可能な医療機関が県のホームページに公開されますので、ご確認ください。

また、入院治療についても、コロナ確保病床を有する特定の病院だけでなく、より幅広い病院で入院患者を受け入れる体制になります。

【ワクチン接種】

今年度は、重症者を減らすことを目的として、令和6年3月末まで引き続き無料での接種を行います。

令和5年春開始接種は 5/8 から開始し8月末まで、重症化リスクが高い高齢者、基礎疾患をお持ちの方及び医療従事者や施設従事者を対象に行います。基礎疾患をお持ちの方や各従事者の方で接種を希望される場合は、基礎疾患の調査案内が郵送されますので、接種券の発行申請をお願いします。対象者の方には、接種券を順次送付しています。接種を希望される方は、お手元に届きましたらご予約をお願いします。

令和5年春開始接種から、12歳以上の方の個別接種の予約方法を各医療機関での直接受付に変更しました。電話番号を記載した医療機関一覧表を接種券に同封いたしますので、

ご確認ください。

5歳から11歳の方のオミクロン株対応ワクチン接種は、引き続き8月末まで接種が可能です。希望される方は、予約サイトでのオンライン予約かコールセンターでの予約をお願いします。

集団接種については、NCV ふくしまアリーナを利用し接種を継続します。集団接種の予約は、オンライン又はコールセンターで受付します。

【子どもたちへの対応】

小・中学校や公立保育施設に対しては、4/1以降はマスクの着用を求めないこととし、感染者発生等に伴う保育施設の臨時休園や登園自粛要請は、原則行わないこととしました。

また、国は、感染した際の出席停止の期間の基準を、現在の「治るまで」から「発症の翌日から5日間」とし、かつ「症状が軽くなってから1日経過するまで」とする、新たな基準を定めることとしており、発症後、一定期間はマスクの着用を呼びかける方針です。

【市役所施設内での対応】（別紙2参照）

マスク着用は職員個人の判断としますが、感染による影響が大きい方々（高齢者施設等の従事者・入通所者、重症化リスクの高い方など）へ対応する場合は、引き続きマスクを着用することとします。

また、現在、窓口等に設置してある感染防止のパーテーションは、撤去します。

市民の皆さまには、来庁された際の手指消毒など、基本的な感染対策に、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年4月26日
福島市長 木幡 浩

新型コロナ5類移行に伴う5月8日以降の対応

| 項目 | 現行 | 変更後 | 備考 |
|---------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 感染者 | 原則、発症した翌日から7日目まで外出自粛 | 外出自粛は次の留意事項を踏まえ、個人・事業者の判断 ①外出を控えることが推奨される期間 ・発症翌日から5日間 ・5日目に症状がある場合は、症状が軽快してから24時間程度が経過するまで ②周りへの配慮 発症後10日間は、不織布マスク着用や、高齢者等ハイリスク者との接触を控える | ・発症2日前から発症後7～10日間は感染性ウイルスを排出 ・発症後3日間は、感染性ウイルスの排出量が非常に多く、5日間経過後に大きく減少 |
| 濃厚接触者 | 感染者と最後に接触のあった翌日から5日目まで外出自粛 | ①濃厚接触者の特定はなく、外出自粛も求めない ②家族等が感染した場合、外出は特に5日間は自身の体調に注意し、7日目までは発症の可能性があるため、基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者との接触を控える | |
| 治療費等の負担 | <外来> コロナ診断後、外来医療費の自己負担分を公費支援 | ・新型コロナ治療薬の薬剤費は公費支援(9月末まで) ・その他の外来医療費は自己負担 | 経口薬(ラゲブリオ、バキロビット、ゾコーバ)、点滴薬(ベクルリー)など |
| | <入院> 行政による入院措置等の場合、入院医療費の自己負担分を公費支援 | ・高額療養費制度の自己負担限度額から上限2万円を減額(9月末まで) ・新型コロナ治療薬の薬剤費は公費支援(9月末まで) | |
| | <検査> 自己負担分を公費支援 | 公費支援は終了 | |

| 項目 | 現行 | 変更後 | 備考 |
|---------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 外来診療体制 | 診療・検査医療機関(市内約130カ所)で対応 | 診療・検査医療機関に加え、幅広い医療機関(外来対応医療機関)で受診・検査が出来る体制整備 | ・外来対応医療機関を公表 |
| 入院受入体制 | 重点医療機関等のコロナ確保病床を有する医療機関で受入 | これまでの受入医療機関に加え、幅広い医療機関で入院受入出来る体制整備 | ・確保病床は縮小 ・入院調整は医療機関間 |
| 相談・療養支援 | ・一般相談 ・受診、相談センター ・県フォローアップセンター | 療養等に関する相談窓口を一本化 ○福島県新型コロナウイルス感染症相談センター(仮称) ☎0120-567-747(毎日24時間) | 緊急電話相談「#7119」(コロナに限らず24時間医療相談対応) |
| | ・健康観察 ・検査キット配布センター ・陽性者登録センター | 終了 | |
| 宿泊療養 | 家族等と隔離目的で実施 | 終了 | |
| 発生動向 | 発生届等により全数を把握 | ・特定の医療機関からの週1回の報告(定点把握) ・発生届は廃止 | |

別紙1

新型コロナウイルス感染症対策

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう

受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時

通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です

高齢者

基礎疾患を有する方
慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

作成：令和5年2月10日

別紙2

福島市役所では、5月8日から窓口対応の職員もマスク着用は個人判断となります。ご理解くださいますようお願いいたします。

市民の皆さまのマスク着用は個人判断です。



※感染による影響が大きい高齢者施設等の従事者・入通所者や、重症化しやすい持病を持っている方などと接する場合は、引き続きマスクを着用します。

また、感染拡大の状況に応じて適切なマスク着用を心がけます。